

令和6年度ふじみ野市男女共同参画意識啓発事業委託募集要領

1 目的

男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託して実施することにより、市民等の主体的な活動による男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

2 対象事業

以下に記載されている、ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画の基本目標、主要課題に沿ったもの、又は男女共同参画社会づくり、女性活躍の推進に役立つと認められる事業で、広く市民に啓発できる事業とする。

ただし、次の事業は対象外とする。

- ・営利を目的とする事業
- ・政治、宗教、選挙活動
- ・調理、飲食をともなう事業
- ・他に補助金等を受けているか、受ける予定のある事業
- ・材料費等参加者に費用が発生する事業

「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画（改訂版）」

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

主要課題1 男女共同参画意識の啓発

主要課題2 家庭における男女共同参画の促進

主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

主要課題4 多様性の尊重

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり ▶女性活躍推進計画◀

主要課題1 女性の職業生活における活躍の推進

主要課題2 政策・方針の立案・決定への参画促進

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶 ▶DV防止基本計画◀

主要課題1 あらゆる形態の暴力の根絶

主要課題2 ドメスティック・バイオレンスの防止と根絶に向けた予防啓発の推進

基本目標4 困難な問題を抱える女性への支援 ▶困難女性支援基本計画◀

主要課題1 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

主要課題2 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実

基本目標5 社会参画の促進

主要課題1 地域・社会活動への参画促進

主要課題2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

主要課題3 国際理解・協力における男女共同参画の促進

基本目標6 生涯にわたる健康支援

主要課題1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

主要課題2 母性の保護と母子保健の充実

主要課題3 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進

基本目標7 生活福祉の向上

主要課題1 次世代を育成するための環境づくり

主要課題2 困難を抱える家庭への支援の充実

主要課題3 ひとり親家庭等の福祉の充実

主要課題4 高齢者・障がい児（者）の福祉の充実

主要課題5 地域福祉の充実

3 事業実施の留意点

保育ボランティアや手話通訳等については、事前に相談すること。

4 応募資格

原則として、令和6年5月15日（水）に開催する募集説明会の参加団体であり、概ね5人以上の会員を有し、男女共同参画及び人権問題に理解と関心がある市内又は市外において活動する市民団体及び学生団体とする。（団体の代表者は18歳以上であること）。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする団体及び市の補助金交付団体を除く。

5 応募事業数及び採用事業数

応募は1団体で3事業までとし、採用事業数は最大5事業までとする。

6 募集説明会

(1) 日 時 令和6年5月15日（水）午後3時00分から午後4時00分まで

(2) 場 所 ふじみ野市役所第2庁舎3階B302会議室

(3) 申込方法 令和6年5月13日（月）までに電話で申し込む。

7 委託料

(1) 予算の範囲内で1件あたり10万円（消費税相当額含む）を上限とする。

ただし、予算の範囲内であり、かつ男女共同参画の推進に特に寄与できる事業と認められた場合はこの限りではない。

(2) 委託料の支払いは概算払とし、請求書を受領してから30日以内に口座振込みで支払う。なお、事業終了後に精算手続きを行う。

8 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費とする。

なお、公金の支出であるため、「12 委託事業終了後の手続」(1)②及び「13 その他」(4)に記載のとおり、すべて支払先の領収証(コピー)を提出するものとする。領収証の取得が困難である等疑義がある場合は、当該支出前に市と協議しなければならない。

○対象となる経費

費目	経費の種類
報償費	講師・専門家等への謝礼等（交通費を含む）（※1）、保育者等への謝礼（※2）
旅費（※3）	事業準備のための受託団体会員の交通費
需用費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、消耗品等
役務費	通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料（※4）	会場使用料、事業実施のための駐車料金、機具等の賃借料等

- ※1 講師を招く場合の提案の際は、講師の活動歴やプロフィール等が分かるものを併せて提出する。
講師・専門家等への謝礼等については、原則としてふじみ野市報償費に係る支払基準に基づくものとする。これによらない場合は他の講演の実績と謝礼額等、妥当性を示す資料を提出する。
- ※2 保育者等への謝礼については、ふじみ野市保育ボランティア利用手続きの通知に基づく謝礼金の金額とする。
- ※3 旅費については、原則としてふじみ野市職員等の旅費に関する条例に準じ、最も経済的な通常の経路及び方法（電車・バス等の最短経路）によるものとする。
- ※4 DVD や CD、展示パネル等の賃借を伴う提案の際は、チラシやパンフレット等内容が分かるものを併せて提出する。

○対象とならない経費

- ・備品購入費（比較的長期間の使用に耐えるもの）
- ・受託団体の運営にかかる経常的な費用
- ・受託団体のスタッフ、構成員等に対する飲み物、茶菓、食事代及び人件費
- ・材料費

9 応募方法

市の定めた様式で応募する。様式は、市のホームページからダウンロード、または「市民総合相談室」で受領できる。

(1) 必要書類の提出

① 事業提案書(様式第1号)

※総会資料など活動状況の分かるものを添付すること。(会員名簿と会則を含む。)

② 事業実施計画書(様式第2号)

③ 事業収支予算書(様式第3号)

(2) 書類提出先と期限

令和6年5月20日（月）から6月10日（月）までの間に「市民総合相談室」窓口を持参する。

10 事業の選考

提案内容について市で審査のうえ、採用する事業を決定する。選考基準はホームページで公表するほか、応募団体に配布する。審査結果は申請者に通知をする。

選考にあたっては応募団体からヒアリングを実施し、市民生活部長、協働推進課長及び市民総合相談室長が審査する。ヒアリング日程は、募集説明会のときに通知する。

なお、採用する事業及び団体等については、市のホームページで公表する。

11 委託決定後の手続き

- (1) 委託契約の締結
- (2) 委託料請求書の提出

12 委託事業終了後の手続き

- (1) 必要書類の提出
 - ① 事業実施記録書(様式第4号) ※チラシ、ポスター、配布資料、実施状況の確認ができる写真等を添付する。
 - ② 事業収支報告書(様式第5号) ※領収証のコピーを添付する。
 - ③ アンケート結果(様式は任意) 事業終了時に実施し、集計したもの。なお、アンケート内容については事前に市に提示すること。
- (2) 必要書類の提出後、委託業務完了検査を受検する。検査に合格した場合はその旨市より通知する。

13 その他

- (1) 応募時に提出した書類は採用、不採用に関わらず返却しない。
- (2) 事業実施にあたり作成するチラシやポスター類には、「令和6年度ふじみ野市男女共同参画意識啓発事業委託」と明記する。

なお、市の委託事業であるため事業の成果は市に帰属する。
- (3) 事業終了後、事業内容の報告などで男女共同参画の施策について市から依頼があった場合は協力すること。
- (4) 当該事業に要した経費については、購入したものの内訳やその領収証の保管など、使用状況を明確にし、市から提示要請があった場合には応じること。
- (5) この要領に定めるもののほか、委託事業募集に関し必要な事項は、別に定める。

14 応募先・問い合わせ先

〒356-8501

ふじみ野市 市民生活部 市民総合相談室 市民相談・人権推進係

電話 049-262-9025 (直通)

Eメール jinken@city.fujimino.saitama.jp